

小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第1条 小規模事業経営支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、府の予算の定めるところにより交付する。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）小規模事業者等

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者のほか、創業を予定する者、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者その他これらに準ずる経営支援が必要な事業者をいう。

（2）商工会

商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。

（3）府連合会

大阪府商工会連合会をいう。

（4）商工会議所

商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

（5）小規模事業経営支援事業

小規模事業者等が経営の安定・改善・革新に向けた取り組みができるよう支援するとともに、まとまりとしての地域産業の活性化を支援するため、商工会若しくは商工会議所又は大阪府商工会連合会（以下「商工会等」という。）が実施する事業のことをいう。

（補助金の目的）

第3条 補助金は、商工会等の行う小規模事業経営支援事業の充実を図り、もって小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的とする。

（補助金の交付対象）

第4条 補助金は、商工会等が経営指導員を設置して、次の各号に掲げる小規模事業経営支援事業を実施するために必要な経費であって、知事が必要かつ適当と認めるものについて交付する。

（1）経営相談支援事業

経営の安定・改善・改革に能動的に取り組む小規模事業者等に対し、その経営課題を整理・分析するとともに、課題解決に向けて適切な支援施策や制度、支援機関の活用等のサービス提案を行う等、必要な経営支援を行う事業の実施に要する経費

（2）専門相談支援事業

小規模事業者等が抱える専門的なニーズに対応するため、民間専門家を活用し、高度専門的見地からの助言を行なう事業の実施に要する経費

(3) 地域活性化事業

地域の独自性、主体性を活かしながら、まとまりとしての地域産業の活性化を図る事業の実施に要する経費

(4) 商工会等支援事業

経営指導員の資質向上を目的として行う経営指導員研修の実施に要する経費及び商工会等が実施する小規模事業経営支援事業を効果的・効率的に実施するための支援に要する経費

(経営指導員の資格)

第5条 経営指導員は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定による公認会計士、会計士補の資格を有する者
- (2) 税理士法（昭和26年法律第237号）の規定による税理士の資格を有する者
- (3) 弁理士法（昭和12年法律第49号）の規定による弁理士の資格を有する者
- (4) 司法書士法（昭和25年法律第197号）の規定による司法書士の資格を有する者
- (5) 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の規定による社会保険労務士の資格を有する者
- (6) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）の規定による中小企業診断士の登録を受けた者
- (7) 行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定による行政書士の資格を有する者
- (8) その他知事が上記資格に相当すると認めるもの

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものはこの限りではない。

- (1) 金融機関等で融資、税務等金融に関する業務に3年以上従事した者
- (2) 大学等で技術の専門知識を取得した者であって、製造系企業等で新製品・新技術の企画・開発等の技術指導の業務に3年以上従事した者
- (3) 商社等で海外進出や貿易・取引等経営コンサルティング業務に3年以上従事した者
- (4) 商工会等で3年以上の実務経験を有している者。ただし、経営指導員の職に従事してから1年以内に前項第1号から第8号までのいずれかの資格を取得すること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、商工会等が実施する小規模事業経営支援事業に必要な経費であって、知事が必要かつ適当と認める額とする。

(事業計画書の提出)

第7条 商工会会長、商工会議所会頭及び府連合会会長（以下「商工会会長等」という。）は、補助金の交付を受けようとする事業について、様式第1による事業計画書を知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

(事業計画書の承認)

第8条 知事は、前条の事業計画書の提出があったときは、別に定める評価委員会で審査の上、事業計画を承認し、様式第2による事業計画承認書を商工会会長等に送付するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 商工会会長等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第3による補助金交付申請書を知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

2 商工会会長等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第10条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、内容を確認の上、交付決定を行い、様式第4による補助金交付決定指令書を商工会会長等に送付するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第11条 前条の交付決定の内容又は条件に対して不服がある場合、補助金交付決定指令書の送付を受けた日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

（補助金の概算払いの請求）

第12条 商工会会長等は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第5による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第13条 商工会会長等は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第6による変更承認申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りではない。

（状況報告）

第14条 商工会会長等は、知事の請求に基づき補助事業の遂行状況について様式第7による遂行状況報告書を知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第15条 商工会会長等は、補助事業の実績について、様式第8による補助事業実績報告書を会計年度終了後30日以内に知事に提出しなければならない。

（事業評価）

第16条 知事は、商工会等が実施した事業の効果等を別に定める評価委員会で審査の上、評価するものとする。

（財産の管理及び処分）

第17条 商工会会長等は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も取得財産等管理台帳を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 商工会会長等は、前項の取得財産等のうち取得価格が30万円以上のもの又は効用が増加した財産のうち増加価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ様式第9による処分承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（補助金に係る経理等）

第18条 商工会会長等は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

2 知事は、商工会等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、既に補助金が交付されているときはその全部又は一部を返還させるものとする。

（1）補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき

（2）規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなったとき又は第9条第1項の申請をしたときに規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当していたことが判明したとき

（3）規則第2条第2号ロ及びハに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき

3 前項第2号の場合には、商工会等は様式第11による該当事項届出書を知事に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。ただし、補助金の額の確定後に規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合を除く。

5 商工会等は、知事が別に定める耐用年数を経過するまでに、補助金により取得した取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。この場合において知事は、商工会等が取

得財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第19条 商工会会長等は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定したときは、様式第10により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（検査等）

第20条 知事は補助金の適正な執行を期するために必要があると認めるときは、補助事業に係る書類を提出させ、又は担当職員をして実地検査を実施する。

（非常災害等の場合の措置）

第21条 商工会等は、非常災害等により被害を受けたために補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示に従うものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年7月31日までに交付決定された小規模事業経営支援事業費補助金の取り扱いについては、改正後の小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成21年3月31日までに交付決定された小規模事業経営支援事業費補助金の取り扱いについては、改正後の小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成22年3月31日までに交付決定された小規模事業経営支援事業費補助金の取り扱いについ

ては、改正後の小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成24年3月31日までに交付決定された小規模事業経営支援事業費補助金の取り扱いについては、改正後の小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。